

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和元年6月28日 16時40分ごろ
発生場所	伊良湖水道航路第1号灯浮標 神島灯台から真方位091° 1.27海里付近 （概位 北緯34° 32.9′ 東経137° 00.7′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第五十一光輝丸は、南東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 第五十一光輝丸、749トン 135530、青野海運株式会社、株式会社ワークスネット（船舶所有者）、須磨海運有限会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 バルバスバウ及び船首部外板に凹損 灯浮標 標体に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1.5m、潮流 南東流約0.6ノット
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で船橋当直につき、伊良湖水道航路第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）付近に向けた針路に設定し、自動操舵により伊良湖水道航路（以下「本件航路」という。）を南東進していた。 本船は、船長が、先行する船舶が本船より遅かったため、同船舶が表示する進路を知らせる国際信号旗を双眼鏡で確認していたところ、本件灯浮標に衝突した。 船長は、本事故当時、先行する船舶の国際信号旗が船尾側になびいていてなかなか確認することができなかつたため、同信号旗を確認することに気を取られ、本件灯浮標に接近していることに気付かなかつたと本事故後に思った。
分析	本船は、本件航路を南東進中、船長が、船首方の先航船の国際信号旗を確認することに意識を向けていたことから、本件灯浮標に接近していることに気付かず、同灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件航路を南東進中、船長が、船首方の先航船の国際信号旗を確認することに意識を向けていたため、本件灯浮標に接近していることに気付かず、同灯浮標に衝突したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>
--------------	--